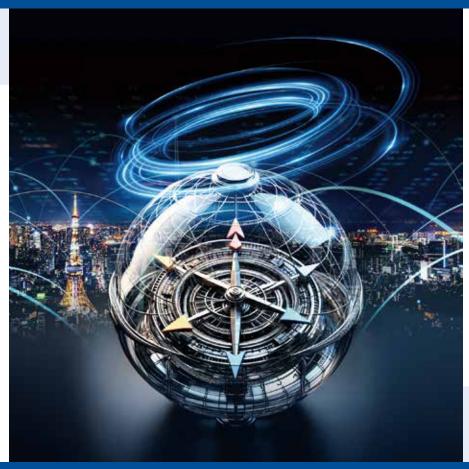


使用開始日:2024年6月10日

三井住友DS・ジャパン・ ハイ・コンビクション・ストラテジー

追加型投信/国内/株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: https://www.smd-am.co.jp

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要



委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2024年3月29日現在)

運用する投資信託財産の 合計純資産総額

13兆5,032億円(2024年3月29日現在)

商品分類·属性区分



商品分類			
単位型・追加型	投資対象資産 (収益の源泉)		
追加型	国内	株式	

属性区分			
投資対象資産	決 算 頻 度	投資対象地域	投 資 形 態
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分 の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご覧ください。

- ■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年 6月7日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正 される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は、三井住友DSアセットマネジメントのホーム ページでご確認いただけます。
- ■ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資 法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- □ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等と の分別管理等が義務付けられています。
- ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付 いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的



ジャパン・エクイティ・ハイ・コンビクション・マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、実質的に日本の取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

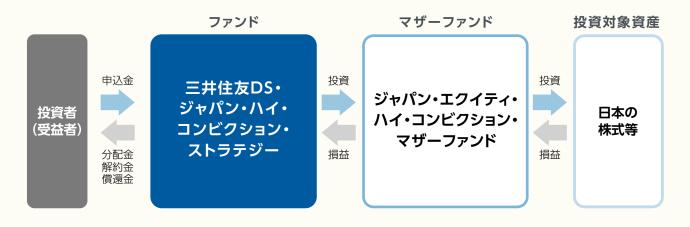
ファンドの特色



- 1
- 日本の取引所に上場している株式に投資を行います。
- ■株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 綿密な企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、持続的な利益成長 等に対する確信度等を勘案し、銘柄を厳選します。
 - 個別企業の業績に直結する先行指標等に着目し、銘柄を絞り込みます。
 - ポートフォリオの構築にあたっては、株価のバリュエーション等を考慮します。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

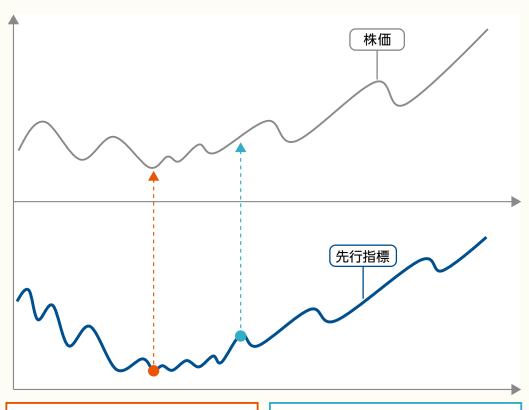
■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



当ファンドのポイント

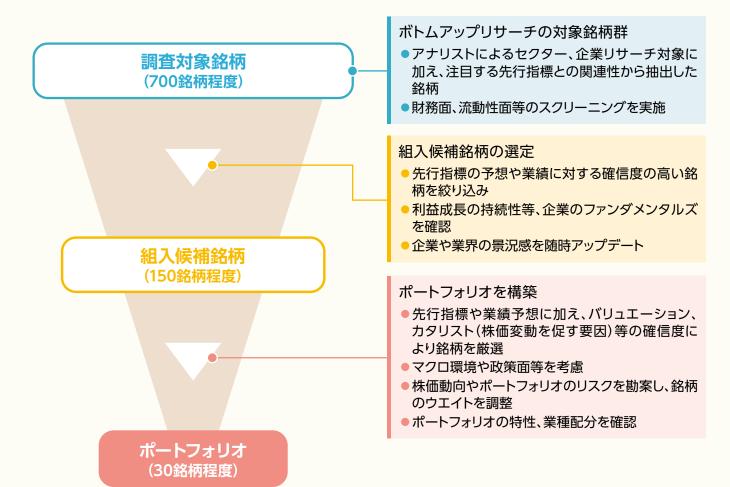
- □当ファンドでは個別企業の業績に直結する「先行指標」に着目します。
- □企業により異なる「先行指標」の変動やその背景を分析し、株価変動の要因となる企業業績等の変化を 捉えるアプローチをとります。

[先行指標と株価のイメージ]



- ●先行指標の初期段階の変動に着目 することは、企業業績等の変化を見 極めるポイントとなります。
- ●先行指標の底打ちがみられると、企業 業績の改善期待等により株価は上昇 局面を迎える可能性が高くなります。
- ※「先行指標」は企業の事業内容の変化等により、適宜見直しを行います。
- ※上記はイメージであり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。

運用プロセス



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

主な投資制限

- ■株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- □デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の 損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

- □年1回 (原則として毎年3月20日。休業日の場合は翌営業日) 決算を行い、分配金額を決定します。
- □分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。 (基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が 支払われるイメージ



- ■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因



- ■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ─投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- ■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



∕ → 価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に 急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買 ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これ らはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点





ファンド固有の留意点

集中投資に関する留意点

ファンドは、厳選された銘柄に集中して投資するため、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、特定の業種や個別の銘柄の組入比率が高くなり、相対的に基準価額の変動が大きくなることがあります。また、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なることがあります。



投資信託に関する留意点

- ■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制



- ■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- ■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
 - さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- □コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス 会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較



ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

2

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

年間騰落率:

該当事項はありません

.N

分配金再投資基準価額:

▼ 該当事項はありません

「ファンドと他の代表的な」 資産クラスとの騰落率の比較」



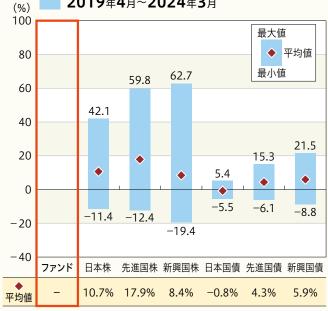
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

ファンド:

該当事項はありません

他の資産クラス

2019年4月~2024年3月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。 ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

[※]海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

[※]上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2024年6月28日から運用を開始するため、2024年6月7日現在、記載すべき事項はありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移



該当事項はありません。

分配の推移



該当事項はありません。

主要な資産の状況



該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ



購入時

購 入 単 位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購 入 価 額 購入申込受付日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)

購 入 代 金 販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

お申込みの販売会社にお問い合わせください。 換 金 単 位

換 金 価 額 換金申込受付日の基準価額

換 金 代 金 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

申込関連

当初申込期間:販売会社が定める時間とします。

継続申込期間:原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務

手続きが午後3時*までに完了したものを当日の申込受付分とし ます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、

お申込みの販売会社にご確認ください。

*2024年11月5日以降は、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了

したものを当日の申込受付分とする予定です。

購入の申込期間

申込締切時間

当初申込期間: 2024年6月24日から2024年6月27日まで

継続申込期間: 2024年6月28日から2025年6月18日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新

されます。

換 制 金 限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合が

あります。

購入•換金申込受付 の中止及び取消し

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある ときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消し をする場合があります。

決算日・収益分配

分

配

益

収

決 算 日 毎年3月20日(休業日の場合は翌営業日)

年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断

により分配を行わない場合もあります。)

分 配 金 受 取 り コ ー ス:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から

起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で

再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ



その他

信 託 期 間 無期限(2024年6月28日設定)

繰 上 償 還

以下の場合には、繰上償還をすることがあります。

- ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき
- ●残存□数が30億□を下回ることとなったとき
- ●その他やむを得ない事情が発生したとき

信託金の限度額 2,200億円

公

原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。

運用報告書

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ 交付します。

基準価額の 照会方法 ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「Jハイコン」 として掲載されます。

- ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資 非課税制度)の適用対象となります。

課 税 関 係

- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。
- ※上記は、2024年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更 される場合があります。

ファンドの費用・税金



■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時•換金時

購入時手数料 購入価額に3.3% (税抜き3.0%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を 乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)

ファンドの純資産総額に年1.573% (税抜き1.43%) の率を乗じた額とします。運用 管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産 から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.70%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・ 手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- ●監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- ●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- ●資産を外国で保管する場合の費用
- ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額 等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金



□税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税

普通分配金に対して20.315%

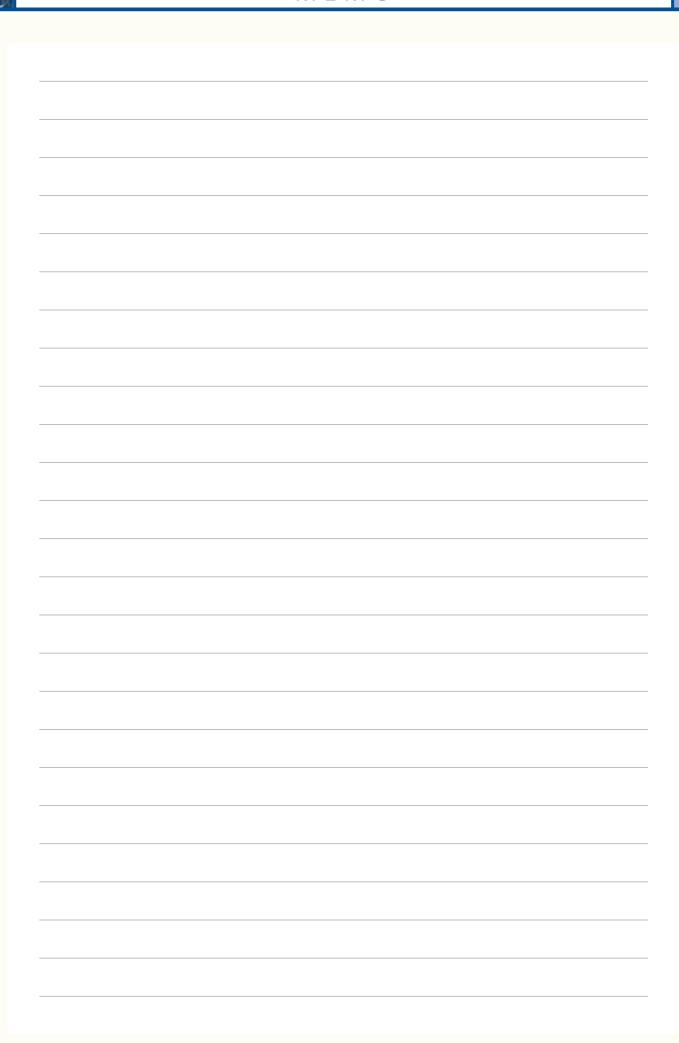
換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税

換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門 家等にご確認されることをお勧めします。
- ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ) | をご利用の場合
 - 少額投資非課税制度「NISA (ニーサ) 」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、 -定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となり ます。
 - ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入する など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2024年3月末現在のものです。



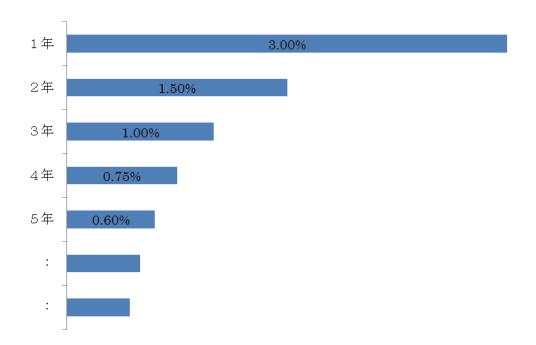
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりのご負担率 はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



- ※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。
- ※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料(リーフレット)等で ご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご 負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面(投資信託)

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託(ファンド)のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社(委託者等)が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家(受益者)に帰属します。投資家(受益者)は、収益分配金、償還金、換金(解約)に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等(株式や債券等)を投資対象としています。ファンドの基準価額(純資産 総額)は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元 本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除 (クーリング・オフ)

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行(登録金融機関)関東財務局長(登金)第54号		
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		
設立年月日	平成8年6月6日		
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会		
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん 相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005		
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無		
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務		
当行が行う登録金融機関業務の内容 及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引		
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター		

[※]より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

■「三井住友DS・ジャパン・ハイ・コンビクション・ストラテジー」の三井住友銀行でのお取引条件 について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

	購入代金	手数料率
購入時手数料	1 億円未満 1 億円以上 5 億円未満 5 億円以上 10 億円未満 10 億円以上	3.300% (税抜 3.00%) 1.650% (税抜 1.50%) 0.825% (税抜 0.75%) 0.550% (税抜 0.50%)

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 ※別に定める場合はこの限りではありません。

○購入単位(購入代金の単位)は以下の通りとなります。

購入の場合	1万円以上1円単位
投信自動積立の場合	1万円以上1千円単位

本商品は、SMBCグループのグループ運用会社である三井住友DSアセットマネジメントが運用する商品です。



一定の投資性金融商品の販売に係る

重要情報シート(個別商品編) 投資信託

2024年8月

1 商品の内容 当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

金融商品の名称・種類	三井住友DS・ジャパン・ハイ・コンビクション・ストラテジー		
組成会社(運用会社)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社		
販売会社	株式会社 三井住友銀行		
金融商品の目的・機能	この商品は、日本の株式に綿密な企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、継続的な 利益成長等に対する確信度等を勘案し厳選投資し信託財産の中長期的な成長を目指します。		
商品組成に携わる事業者が 想定する購入層	この商品は、主要投資対象や運用内容について十分な知識や投資経験を有する、あるいは説明を 受け商品内容を理解していただける、中長期での資産形成を目的とする投資家のご投資を想定し ております。 この商品は、元本割れリスクを許容する投資家向けです。		
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。		
クーリング・オフの有無	金融商品取引法第37条6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。		
次のようなご質問があれば、 お問い合わせください	 この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考える理由について説明してください。 この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。 		

2 リスクと運用実績 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じる リスクの内容	運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。 投資先などの破綻や債務不履行の発生による影響を受けます。
〈参考〉 過去1年間の収益率	当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。
〈参考〉 過去5年間の収益率	当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。

[※] 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論 見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記 載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品のリスクについて、私が理解できるように説明して ください。
- この商品に類似する商品はありますか。あれば、その商品について説明してください。

т	
	-

	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金に応じて下記のように変わります。		
	お申込代金	手数料率	
販売手数料など	1 億円未満	3.300% (税抜3.00%)	
	1 億円以上5 億円未満	1.650% (税抜1.50%)	※ 別に定める場合
	5 億円以上10 億円未満	0.825% (税抜0.75%)	はこの限りでは
	10 億円以上	0.550% (税抜0.50%)	ありません。
継続的に支払う費用(信託報酬など)	純資産総額に対し年率1.573% その他の費用・手数料等がファ	。 ((税抜1.43%) アンドから支払われますが、事前	」に料率・上限等を表示
	できません。		
運用成果に応じた費用(成功報酬など)	ありません。		
信託財産留保額など	ありません。		

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書 面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載して います。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

• 私がこの商品に〇〇 (通貨単位) を投資したら、手数料が いくらになるか説明してください。

4 換金・解約の条件 本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還期限はありません。ただし、期限更新や繰 上償還を行う場合があります。
- この商品は解約手数料はありません。
- ▼ 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金ができないことがあります。
- ※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料 等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、お客さまが支払う信託報酬のうち、組成会社等から0.77%(税抜0.70%)の手数料をいただきます。これは各種書類の送付、口座管理、情報提供等の対価です。
- 本商品は、SMBCグループのグループ運用会社である三井住 友DSアセットマネジメント株式会社が運用する商品です。
- 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。
- ※ 利益相反の内容とその対応方針については、当 行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針の 概要」をご参照ください。





以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

6 租税の概要 NISA (成長投資枠)、NISA (つみたて投資枠)、iDeCoの対象か否かもご確認ください

■税金は右の表に記載の時期に適用されます。 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税 方法等により異なる場合があります。

NISA*		iDeCo
成長投資枠	つみたて投資枠	ibeco
0	×	×

* 2024年1月1日以降、一定の額を上限として、 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式 投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得 が無期限で非課税となります。税法上の要件を 満たした公募株式投資信託等を購入した場合に 限り、非課税の適用を受けることができます。

時期	分配時	換金・解約、償還時
項目	所得税および地方税	所得税および地方税
税金	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の 差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に 記載しています。 (上記は、2024年8月30日現在のものです。)

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください